

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

〈基本的な考え方〉

当社は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本方針に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

〈基本方針〉

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保するとともに、適切な権利行使のための環境整備や権利保護に努める。
2. 株主以外のステークホルダー（お客様、仕入先、従業員、地域社会等）との適切な協働に努める。
3. 法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報提供も主体的に発信し、透明性の確保に努める。
4. 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努める。
5. 持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、株主との建設的な対話に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

（補充原則1－2－4）

当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳について検討いたしておりますが、現時点では導入するには至っておりません。今後につきましても、機関投資家や海外投資家の持ち株比率の推移等十分に見極めつつ、引続きその導入について鋭意検討してまいります。

（補充原則3－1－2）

当社において、英語での情報開示・提供については、海外投資家等の持株比率が低い現段階では実施しておりませんが、今後、株主構成の比率の変化等を踏まえ、検討してまいります。

（補充原則4－8－2）

当社は現在、独立社外取締役3名体制となっておりますが、筆頭独立社外取締役は選定しておりません。しかしながら、十分に経営陣との連携は図れていると考えております。ただし、体制の整備につきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

（補充原則4－10－1）

当社では、経営陣幹部・取締役候補者の指名や報酬などについては、客観的指標と一定の基準に照らして、代表取締役が取締役会に提案、決議しており、こうした現状の体制により、一定レベルにおいて取締役会の機能の独立性・客観性などが担保されていると考えております。今後は、更に取締役会の独立性・客観性を強化することについて、鋭意検討してまいります。

（補充原則4－11－3）

当社は、取締役会の機能をより向上させるという観点から、今後、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価及び開示等の方法を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

（原則1－4【いわゆる政策保有株式】）

当社は良好な取引関係、業務提携の維持発展、資金調達等経営戦略の一環として、また中長期的な関係の維持を通じて当社の企業価値向上に繋げることを目的として必要な株式を政策保有しています。同株式の議決権行使に関しては、株式保有先企業の中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断した上ですべての議案に対して議決権を行使いたします。

（原則1－7【関連当事者間の取引】）

当社は役員が関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会の事前承認を得るものとし、またその承認後も当該取引の状況について遅滞なく取締役会に報告することとしております。また、当該取引を実施した場合は法令の定めるところにより、その重要な事実を開示することにいたしております。加えて、グループ会社役員に関しては、毎年、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っております。

（原則3－1【情報開示の充実】）

(1) 会社の目指すところや中期経営計画（中期経営戦略）について、当社Webサイト（<http://www.globeride.co.jp/flash/index.html>）、株主宛報告書等において、開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を本コーポレートガバナンス報告書に記載しております。

(3) 取締役の報酬の決定は、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経営情勢等を考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

(4) 取締役会に対する取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者の提案は、以下の選考基準に基づき、代表取締役社長が行っております。また、取締役会に対する監査等委員である取締役候補者の提案も、以下の選考基準に基づき、監査等委員会の同意を得た上で、代表取締役社長が行っております。取締役会では代表取締役社長より各候補者の選定理由を説明した上で、社外取締役を交えて審議しております。

【選考基準】

1. 心身ともに健康で業務遂行に支障がないこと。
2. 優れた人格、高い倫理観を有していること。
3. 多様な経験、知識、専門性、見識をもっていること。

(5) 社外取締役候補者につきましては、個々の選任理由を株主総会招集通知に記載しております。また、取締役につきましては、略歴、担当、及び重要な兼職の状況を株主総会招集通知に記載しております。

(補充原則4-1-1)

取締役会では、法令に定められた事項、定款・取締役会規則に記載された事項、及び経営上の重要事項について審議・決議しております。また、取締役会規則、稟議規定等で金額等具体的基準を設けて権限を委譲しており、意思決定の迅速化を図っております。

(原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】)

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を自社の独立性判断基準としており、基準に適しかつ率直・活発で建設的な検討への貢献が期待でき、社会的知見並びに、専門性をもった独立社外取締役を候補者に選定しております。

(補充原則4-11-1)

当社では現在13名の取締役が就任しており、迅速な意思決定を推進していく規模として適切であると考えています。その内訳も各事業に精通したものや専門知識を持ったものとなっており、社外取締役も含め、知識、経験、能力、グローバルな視点等バランスの取れた構成となっています。

(補充原則4-11-2)

当社の社外取締役は他の会社の役員を兼務している者もありますが、その役割・責務を適切に果たされているものと考えており、その兼職の状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等に記載しております。

(補充原則4-14-2)

当社では、取締役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特に、コンプライアンス遵守を重視した社外研修の受講を行っております。また、社外取締役に対しては、当社グループの理解を深めてもらうことを目的として、事業・課題に関する説明を取締役会の中で随時、実施しております。

(原則5-1【株主との建設的な対話に関する方針】)

当社は、企業の持続的成長と企業価値の向上のためには、株主との対話(面談)が重要であると認識しております。そのために、総務部、経理部やコーポレートコミュニケーション室をIR担当部門として、投資家の皆様との対話に広く努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
丸紅株式会社	579,391	4.82
株式会社三井住友銀行	562,616	4.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	483,000	4.02
住友生命保険相互会社	457,300	3.81
グローブライド取引先持株会	423,200	3.52
グローブライド従業員持株会	335,352	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	312,000	2.60
日本生命保険相互会社	222,507	1.85
株式会社みずほ銀行	216,871	1.80
朝日インテック株式会社	202,700	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

当社は自己株式508,014株を保有しており、「大株主の状況」から除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋智隆	その他											
曾宮伸治	税理士											
村松高男	税理士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - k その他

会社との関係(2)

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋智隆	その他											
曾宮伸治	税理士											
村松高男	税理士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋智隆		○	――	世界的に有名なロボットクリエイターであり、設計、デザインに関しての専門知識と経験を有しており、必要に応じて、「釣具」と「ロボット」における「もの作り」についての助言をしていただくとともに、新しい視点から当社の経営に関与していただく。
曾宮伸治	○	○	――	税理士として税務・会計に関する高い専門知識と経験を有しており、客観的立場から当社の業務執行の意思決定に適切な提言をしていた

				だく。
村松高男	○	○	——	長年国税庁幹部を歴任され、現在は税理士として、税務・会計の専門知識と経験を有しており、客観的立場から当社の業務執行の意思決定に適切な提言をしていただく。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	
-------------	--

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由	
----------------	--

監査等委員会は内部統制グループとの連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は定めておりません。
 なお、監査等委員会がその職務を補助すべき特定の取締役及び使用人の設置が必要な場合には、監査等委員会はそれを指定できるものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	
--------------------------	--

会計監査人
 監査等委員と会計監査人は年間計3回(5月、8月、11月)の会合を開催し、監査計画、監査結果について相互に意見交換及び情報交換を行い、実効性のある監査を行っている。

内部監査部門
 監査等委員と内部監査部門は定期的に会合を開催し、監査計画、監査結果について相互に意見交換及び情報交換を行い、実効性のある監査を行っている。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

報酬から毎月一定額を役員持株会を通じて当社株式を購入し在任中は保有する。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年度(第61期)における取締役の報酬等の総額は163百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、会社への貢献度、経済情勢等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

- 1.メール等を活用して取締役会の開催通知、議案等の連絡を実施すると共に、必要な資料関係の提供を行っている。
- 2.必要に応じて、社外取締役と直接会い、情報交換を実施している。
- 3.社外取締役の要請に応じ、関係書類の閲覧・提供に対応する。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1 企業統治の体制

(1)企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、平成28年6月29日開催の第61回定時株主総会において、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。当社は株主・投資家の皆様をはじめとする社会全体に対して経営の透明性を高めると共に、経営環境の変化に迅速に且つ柔軟に対応できる経営管理体制の整備と経営に関する監査・監督機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの確立を図るため、次のような体制を採用しております。

取締役会においては、経営上の重要事項について審議しております。その他、各部門の経営状況について審議をする「経営会議」並びに経営戦略等の中長期的な重要課題について検討を行う「経営革新会議」を毎月開催しております。また、監査等委員である取締役は、取締役会の中で取締役会における経営の透明性・客観性・適法性を監査すると共に必要に応じて意見を述べております。

その他、コーポレート・ガバナンスの充実に向け、CSR委員会やリスク管理委員会等の取組みを行っております。

(2)リスク管理体制の整備の状況

各種リスク管理が最重要項目の一つであるとの認識のもと、取締役会において、リスク管理体制及び報告体制の整備を行っております。また各事業部門においては、リスク関連情報の収集、予兆の早期発見、早期対応を行うとともに、危機発生時に迅速かつ的確に施策が実施されるようにしております。

2 内部監査及び監査等委員である取締役による監査

(1) 監査等委員会について

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)で構成され、各監査等委員は監査等委員会が定めた監査等委員監査基準に従い、監査方針、監査計画等に沿った公正かつ独立した立場からの経営監視体制をとっております。

(2)内部統制について

監査等委員会による代表取締役と取締役の監視・監査並びに監査等委員である取締役による各部門の業務監査を定期的の実施しているほか、内部統制グループ(人員2名)を設置し、各部門及び関係会社の監査を実施しております。

(3)内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査の相互連携

内部統制グループ、監査等委員会、会計監査人は監査計画・監査結果等について相互に意見及び情報交換を行い、実効性のある監査を行っております。

(4)会計監査の状況

会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人として、新日本有限責任監査法人を選任しております。当社の監査に従事する業務執行社員は岡本和巳、佐藤秀明の2名であり、監査業務に従事する補助者は公認会計士15名とその他23名の38名であります。なお、継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

(5)社外取締役の状況

当社は社外取締役として高橋智隆氏を選任しております。高橋智隆氏は世界的に有名なロボットクリエイターであり、設計、デザインに関しての高い専門知識と経験により、「釣具」と「ロボット」における「もの作り」についての助言等、新しい視点から当社の経営に関与することが期待されます。高橋智隆氏は、(株)ロボ・ガレージの代表取締役社長、大阪電気通信大学客員教授、総務省異能セッションスーパーバイザー、クールジャパン戦略推進会議委員、東京大学先端科学技術研究センター特任准教授を兼務しております。また、当社の株式は保有しておりません。なお、当社と各々の会社、組織との間に特別の関係はありません。

また、当社は監査等委員である社外取締役として、各専門分野における高い見識を備えた社外取締役2名を選任しております。曾宮伸治氏及び

村松高男氏は税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、村松高男氏は、ベステラ(株)、セレンディップ・コンサルティング(株)及びイオンモール(株)の社外監査役を兼務しております。また、当社の株式を、曾宮伸治氏は8,500株所有しております。なお、当社と夫々の会社との間には特別の関係はありません。

各監査等委員である社外取締役は、当社からの独立性を保持しつつ、法令の求める監査機能の充実を担っております。

各監査等委員である社外取締役は、会計監査人及び内部統制グループと定期的に会合を持ち、監査に関する相互の情報及び意見の交換を行うとともに、監査の一環として取締役及び内部統制グループから必要な報告を受けております。

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査等委員である取締役3名中の2名を社外取締役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、監査等委員である社外取締役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っております。

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を自社の独立性判断基準としており、社外取締役である高橋智隆、曾宮伸治及び村松高男の各氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は株主・投資家の皆様をはじめとする社会全体に対して経営の透明性を高めると共に、経営環境の変化に迅速に且つ柔軟に対応できる経営管理体制の整備と経営に関する監査・監督機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの確立を図るために現体制を選択しております。

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の6日前に発送しております。また、当社ホームページ上には発送日の6日前に掲載しております。
その他	ビジュアル化による総会運営並びに株主総会開始前後に株主控室において当社製品の展示及びPR用ビデオ放映を実施しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程に従い、「適時開示に係る宣誓書」及び添付書類(適時開示体制概要書)を同取引所に提出しています。	
IR資料のホームページ掲載	IR情報にて基本理念、決算関係資料の他、ニュース・リリース等幅広い情報を提供しています。	
IRIに関する部署(担当者)の設置	内容に応じて、総務部・経理部・コーポレートコミュニケーション室にて対応しています。	
その他	個別取材への対応を実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	(1)CSR活動は社会貢献・コンプライアンス・環境保全の3分科会に分かれて推進しています。 (2)全国一斉清掃デー「水辺感謝の日」への参加ならびに美しいままの自然を次世代に残していくために「ビーアースフレンドリー(BE EARTH-FRIENDLY)活動」を実施し、環境対策に注力しています。 (3)「森林(もり)の里親促進事業」への参加により、地域の森林(もり)づくり支援を行っています。 (4)本当社屋屋上に太陽光発電設備を設置しています。 (5)環境保全活動等を当社ホームページへ掲載しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程等に則り、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- (2) 代表取締役社長は、法令、定款及び取締役会規程等に則り、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会規程、社内規則に従い職務を執行する。
- (3) 取締役は、法令、定款、取締役会規程及び業務分掌規程等に従い、忠実に業務を遂行する。
- (4) 監査等委員会は法令が定める権限を行使するとともに、監査等委員会監査等基準等に基づき取締役の職務の執行を監査する。
- (5) 取締役は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、業績及び財務状況の報告の適正性を確保するための社内体制を構築し、その整備・運用状況を定期的に評価及び改善する体制の構築を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る重要な情報及び文書の取り扱いについては、文書管理規程等社内標準に従い、作成、保存するとともに、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態に管理する。
- (2) 法令または証券取引所適時開示規則等に則り、必要な情報開示を行う。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報の作成、保存、管理状況については、監査等委員会の監査を受ける。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、代表取締役がリスク管理の統括責任者となり、管理部門担当取締役をリスク管理推進責任者に任命するとともに、定期的に当社及び子会社よりリスク管理に係る報告を受け、重要事項について意思決定する体制を構築する。
- (2) 当社及び子会社は、自社における業務執行に係るリスク管理を行う体制を整備する。また、必要に応じて規程、マニュアル等を整備するとともに、適時教育・啓蒙を行う。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、中期経営計画をはじめとした経営の執行方針及び法令において定められている事項等の経営に係る重要事項を決定し、使用人の業務執行状況を毎月、開催する「経営会議」の場で確認する。
- (2) 取締役会(原則月1回開催)において、経営に係る重要事項の決定と取締役の職務執行状況を確認する。

5. 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) CSR活動を統括するCSR委員会にコンプライアンスに係る統括機能を持たせ、役職員が、当社グループ全体に法令、その他の社内規則及び社会通念などを遵守した行動をとるよう推進を図る。
- (2) 万一、コンプライアンス違反に関連する事態が発生した場合には、その内容、対処案が代表取締役社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。

6. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の役員が出席する関係会社経営検討会を定期的に開催し、各子会社から事業報告をさせるとともに、当社グループ全体の経営に関わる協議を行う。
- (2) 子会社には必要に応じて取締役または監査役として当社の取締役または使用人を派遣し、取締役は当該会社取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当該会社の取締役の職務執行状況を監査する。
- (3) 総務部・経理部等の関係部門は、その専門的機能につき子会社または当該関係部門の要請に基づいて支援を行う。
- (4) 内部監査部署は、代表取締役社長の指示により当社及び子会社に対して会計監査または業務監査を行い、取締役会、監査等委員会、総務部・経理部等の関係部門の関係者に報告する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の人事事項に関しては監査等委員会と取締役で協議するものとする
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指示命令に従うものとする。

8. 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が当社監査等委員会に報告すべき事項及び報告の方法を定める。
- (2) 当社監査等委員会は、毎年度末に当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し業務遂行状況に関する確認書の提出を求める。
- (3) 当社監査等委員会は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等に報告を求めることができる。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社及び子会社は当社監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いをしないことを周知徹底する。

10. 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)上必要となる費用等については、全額会社が負担する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部署及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制を構築する。
- (2) 代表取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人が監査の重要性に対する認識及び理解を深めるよう促し、監査等委員会の職務執行が実効的に行われるよう相互に協力する。
- (3) 監査等委員会は、内部監査部署及び会計監査人と定期的に会合をもつなど相互に連携し、監査方針や計画、監査結果の報告を受け、監査の実効性確保を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)基本的な考え方
当社は、反社会的勢力排除に向け、反社会的勢力には毅然とした態度で対応することを基本方針としております。
- (2)整備状況
当社は、総務部を窓口を設定し、特防連や地区特防協に発足当初より加入するとともに、長年に亘り情報の管理並びに反社会的勢力排除活動に取り組んでおります。また、反社会的勢力との対応に際しては、所轄警察署並びに顧問弁護士等とも連携して対応しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項